

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用許可基準の緩和措置を再延長します

山口県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の期間について、令和4年9月30日までとしていたところですが、このたびは**令和5年3月31日**まで再延長することとしました。



イメージ(株式会社にぎわい宇部提供)

緩和措置のポイント (赤字部分が変更点)

内容	① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u> であること ② 「 <u>3密</u> 」の回避や「 <u>新しい生活様式</u> 」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業などのための <u>仮設施設の設置</u> であること ④ <u>施設付近の清掃等</u> にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※ ¹ による一括占用※ ² ※ ¹ 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※ ² 個別店舗ごとの申請はできません。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除 (施設付近の清掃等にご協力いただけている場合)
占用期間	令和5年3月31日まで (令和4年9月30日までを再延長)

【お問合せ】

山口県土木建築部道路整備課 (TEL:083-933-3680)

岩国土木建築事務所 (TEL:0827-29-1542) 柳井土木建築事務所 (TEL:0820-22-0422)

周南土木建築事務所 (TEL:0834-33-6473)

防府土木建築事務所 (TEL:0835-22-3486) 山口支所 (TEL:083-922-2797)

宇部土木建築事務所 (TEL:0836-21-7126) 美祢支所 (TEL:0837-52-1106)

下関土木建築事務所 (TEL:083-223-7103) 長門土木建築事務所 (TEL:0837-22-5316)

萩土木建築事務所 (TEL:0838-22-0045)